

「パートナーズ婚証明書類」発行申請の手順

※「パートナーズ婚®」は、当協会の登録商標です。

★以下の「パートナーズ婚」お問合せフォームより、資料請求をしていただければ、添付ファイル（PDF ファイル）にてお送りすることもできます。 <https://ws.formzu.net/dist/S30799109/>

★必要書類は、パートナーズ婚公式サイト (<http://パートナーズ婚.com>) よりダウンロードできます。)

- (1) 「パートナーズ婚証明書 発行基準規程」をよく読み、内容を理解します。
- (2) 「パートナーズ婚の誓い（原本）」「パートナーズ婚証明書類発行申請書」をダウンロード、印刷します。必要事項を記入し、最後に、署名、押印します。
- (3) 以下の必要提出書類をお二人それぞれの分を揃え、「パートナーズ婚の誓い（原本）」「パートナーズ婚証明書類発行申請書」とともに、協会宛、郵送します。独身証明書と住民票は 3 ヶ月以内に発行された原本が必要です。
 - ・独身証明書（他の人と法律上の婚姻関係にないことを証明する書類）
 - ※本籍地の市町村区役所で取得できます。
 - ・住民票（本人確認及び同居の確認をする書類）
 - ※同居は証明書類発行の必須条件ではありません。
 - ・顔写真が添付された本人確認書類（コピー）
 - 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の中から 1 点
 - ※顔写真の添付された書類をお持ちでない場合は、各種健康保険証、各種年金手帳等の中から 2 点
 - ※ただし、氏名・住所・生年月日の記載があり、申請時点で有効なものに限ります。
 - ※パスポートを提出される場合は、顔写真が写っているページだけで結構です。
 - ・顔写真（パートナーズ婚証明カード作成用に必要です。大きさは自由）
 - ※裏に、ご自身のお名前を書いておいてください。
 - ※写真データを E-mail への添付ファイルで送っていただいても結構です。

< 郵送先 > 〒 569-1121 大阪府高槻市真上町 6-40-50

一般社団法人結婚トータルサポート協会 宛

※「申請書類在中」と表書きしてください。

< E-mail > office@kekkon-kyoukai.org

提出していただいた書類は当協会において厳重に保管いたします。

- (4) 協会の方で内容を精査し、問題がなければ、協会からお二人に本人確認及び証明書類の確認電話をし、発行番号等をお伝えします。
- (5) 発行手数料及び証明書類費用を以下の口座にお振り込みください。その際、振込人氏名の前に、「発行番号」を入力してください。

< 振込先 > ゆうちょ銀行 店名：四〇八（ヨンゼロハチ） 記号 14080 番号 51156361

普通預金 口座番号：5115636 名義：(社) ケックントータルサポートキョウカイ

< 費用合計 > 12,960 円（消費税込み）

※振込料はご負担ください。

振込票は証明書類が届くまで保管ください。

- (6) 入金確認後、証明書類を作成し、以下の 5 種類を 2 週間後ぐらいをめぐりに郵送いたします。
 - ※原則として、レターパックで郵送します。
 - ・「パートナーズ婚の誓い（証書）」
 - ・「パートナーズ婚証明書（証書）」
 - ・協会特製証書入れ（A4 サイズ）
 - ・「パートナーズ婚証明カード」2 セット
 - ・「パートナーズ婚パーソナルカード」2 セット
- (7) 証明書類が届きましたら、内容に誤りがないか確認してください。
「パートナーズ婚パーソナルカード」は、ご自分で必要事項を記入し、それぞれ「パートナーズ婚証明カード」とともに常に携帯ください。

以上

(2017 年 11 月 22 日より施行)